

青山学院大学大学院を受験希望の留学生の方へ

中国国内で発行された各種証明書の公証手続きについて

本学大学院では、証明書を提出する際に原本が中国語で記載されている場合、「原本（中国語）」＋「翻訳（日本語もしくは英語）」＋「翻訳が正しいことを証明する公的な機関による公証書」を求めています。

※証明書が日本語、英語で記載されている場合は、原本のみの提出で結構です。

中華人民共和国駐日本国大使館および総領事館は、中国国内で発行された各種証明書のコピーと原文一致、翻訳文と原文一致の公証を発行しません。中国国内で発行された各種証明書の公証手続きは、中国国内の各地方の公証処（各地方の司法局に認定された機関）において行ってください。公証手続きには相当な時間を要することが想定されますので、早めに手続きを開始するようお願いいたします。

青山学院大学
学務部教務課
相模原事務部学務課